## 高齢者虐待防止のための指針

訪問看護ステーション フィーロ

## 第1条 事業所における高齢者虐待防止に関する基本的考え方

当事業所は、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」を踏まえ、 サービス提供にあたって身体的、精神的な虐待が起きることのないよう、この指針を定め、 全ての職員は本指針に従ってサービスを提供する。

## 第2条 虐待の定義

本指針における虐待とは、下記をいうものであり、これらの発生の防止を図る。

- (1) 身体的虐待:暴力的行為等で利用者の身体に外傷や痛みを与える又はそのおそれのある行為を加えること。また、正当な理由なく身体を拘束すること。
- (2) 介護・世話の放棄・放任(ネグレクト):意図的であるか、結果的であるかを問わず、行うべきサービスの提供を放棄又は放任し、利用者の生活環境や身体・精神状態を悪化させること。
- (3) 心理的虐待:脅しや侮辱等の言葉や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって利用者に精神的、情緒的な苦痛を与えること。
- (4) 性的虐待:利用者にわいせつな行為をすること。又は利用者にわいせつな行為をさせること。
- (5) 経済的虐待:利用者の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

## 第3条 虐待防止委員会に関する事項

虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止する ための対策を検討するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施することを目的 2

して、下記の(1)に掲げる役割を果たすため、虐待防止委員会を設置する。

(1) 委員会の役割

ア.虐待防止のための指針等の整備

- イ.虐待防止を目的とした年1回以上の職員研修の企画・推進
- ウ.虐待の防止に関する担当者の選定(委員より選任する)
- エ.虐待予防、早期発見に向けた取り組み

- エ.虐待が発生した場合の対応 オ.虐待の原因分析と再発防止策の検討
- (2) 構成員事業所職員
- (3) 委員会の開催頻度と記録
- ア.委員会は年1回開催する。
- イ.虐待の発生又は発生が疑われる場合は、その都度開催する。
- ウ.委員会の会議内容を記録する。
- 第4条 高齢者虐待防止のための職員研修に関する基本方針
- ア.虐待防止を目的とした職員研修を、原則年1回以上及び職員採用時に実施する。
- イ.研修を通じて、従業者の人権意識の向上や知識や技術の向上に努める。
- ウ.研修の内容は、開催日時、出席者、研修項目を記録し、保管しておく。
- 第5条 運営規程に高齢者虐待防止の取り組みを位置付ける。
- 第6条 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針
- ア.虐待等が発生又は発生した疑いがある場合は、直ちに委員会を開催し、客観的な事実 確認を行う。
- イ.虐待の事実を把握した場合において、緊急性の高い事案の場合は、 行政機関及び警察等 の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。
- ウ.虐待者が職員であることが判明した場合は、厳正に対処する。虐待者が職員であることが判明した場合は、厳正に対処する。
- エ.虐待が発生した原因と再発防止策を委員会において討議し、職員等に周知する。虐待が 発生した原因と再発防止策を委員会において討議し、職員等に周知する。
- オ.虐待等の苦情相談は、苦情受付担当者は受け付けた内容を管理者に報告する。

本指針は2024年4月1日より施行する。